

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

江崎グリコグループは、「企業理念」および「Glicoスピリット」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって当社が持続的に成長すること、中長期的な企業価値を向上させること、また経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針とし、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組みます。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表します。

※「企業理念」「Glicoスピリット」は、<https://www.glico.com/jp/company/about/philosophy> をご覧下さい。

(2) 基本方針

(イ) 株主の皆様の権利の尊重・平等性の確保に努めます。

(ロ) 株主の皆様を含む当社のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努め、良好・円滑な関係を構築します。

(ハ) 会社情報の適切な情報開示と透明性を確保します。

(ニ) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

(ホ) 株主の皆様との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則4-8-1)

独立社外取締役のみが出席するミーティングや独立社外取締役のなかの筆頭者の設定は行っておりません。

コーポレートガバナンス・コードで例示されているこれらの取り組みが当社にとって有効であるかどうか等については、引き続き検討を進めております。

(補充原則4-8-2)

補充原則4-8-1に記載のとおりです。

(補充原則4-10-1)

補充原則4-8-1に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社ホームページ <https://www.glico.com/jp/company/ir/governance> も、ご参照下さい。

(補充原則1-2-2)

2016年より、毎年6月5日に招集通知を発送することを目標としています。（5日が休業日の場合は翌営業日）。

よって本年は6月5日（月）に発送いたしました。

招集通知を、TDnetや自社ウェブサイトにより電子的に公表しております。

(補充原則1-2-4)

議決権の電子行使等については、導入済みです。

(原則1-3 資本政策の基本的な方針)

《資本政策の基本方針》

当社は、株主価値の中長期にわたる持続的な向上を図るため、事業機会を的確に活かすこと及び当社を取り巻く様々なリスクに対応するため必要で十分な株主資本を保持することを資本政策の基本方針とします。

売上高営業利益率の改善に常に取り組みむとともに、ROEを持続的な株主価値に係わる重要な指標として捉え、長期の目標値を10%以上とし、公表しております。利益配分に関する方針については2017中期目標の中で以下のとおり公表しております。

1. 成長投資を優先し、企業価値の長期的最大化を目指す。

2. 配当はフリーキャッシュフロー(FCF)のレベルを勘案して、安定的かつ継続的に還元していく。※FCFのレベルは非連結関係会社への投融資（事実上の設備投資）も勘案する。

3. 自社株買いによる株式価値増大より、株式市場における流動性の維持・向上による株式価値増大を優先する。

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

《政策保有の方針》

発行会社との事業連携等により取引拡大や事業シナジー創出等を通じて当社の企業価値向上につながる事が期待できる企業の株式を保有対象とすることを基本方針としております。

《政策保有株式の管理》

主要な政策保有株式について、中長期的な視点で、保有意義の確認と経済合理性の検証を、取締役会において最低年1回は実施いたします。

《政策保有株式の議決権行使基準》

株主として議案を、発行会社の中長期的な企業価値向上、政策保有の趣旨に反する可能性の有無及び経済合理性等に基づき判断し、議決権を行使します。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、金額の如何にかかわらず、あらかじめ取締役会で審議し、決議することが必要である旨定めております。

(原則2-1 中長期的な企業価値の基礎となる経営理念の策定)

「企業理念」「Glicoスピリット」「企業倫理規範（行動規範）」を策定し、当社ホームページにて開示しております。

(原則2-5 内部通報)

当社では、社内の法令違反等の未然防止と早期発見を目的として、内部通報に係る社内規程を定め、社内の企業倫理委員会内に内部通報窓口を設置しております。内部通報があった際には、企業倫理委員会が調査を行い、法令違反等が認められた場合には是正・改善等の対応策を検討し、実施します。併せて、通報者へ調査の結果及び対応策について報告・確認を行います。

(原則3-1 情報開示の充実)

(イ) 経営理念等は「1. 基本的な考え方」をご覧ください。経営戦略、経営計画については「2017中期目標（2015年3月期決算説明会資料）」をご覧ください。

(ロ)1.「基本的な考え方」をご覧ください。

(ハ)取締役の報酬は、報酬、賞与及び株式報酬(2015年度に対する報酬より)により構成され、会社業績との連動性を確保しつつ、職責や成果を反映した報酬体系としており、取締役会において決議されます。なお、社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督を担う役割であるため、株式報酬の支給はありません。

(ニ)経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補等の指名に当たっては、取締役会において的確かつ迅速な意思決定が行えるように、候補者の資質、適格性等及び適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会が決定しております。

(ホ)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名に関し、社外役員については有価証券報告書、株主総会招集ご通知及び本報告書に記載しております。社内出身の取締役・監査役の選任・指名については選任理由の説明の更なる充実を図ってまいります。

(補充原則3-1-2)

アニュアルレポート、株主総会招集のご通知の一部、決算短信のサマリー、決算説明会資料等について英語での情報の開示・提供を準備いたします。

(補充原則4-1-1)

当社は、「取締役会規則」および「取締役会決議事項内規」により、取締役会で決議すべき事項を次の通り定めております。

1. 法令に定められた事項
2. 定款に定められた事項
3. 重要な業務に関する事項(株主総会の決議により授權された事項、経営計画に関する事項等)

経営陣に対する委任については、各取締役の職務分掌が取締役会で決議されており、また、「職務権限規程」、「稟議規程」等の社内規程により、取締役、執行役員等に権限を委譲する範囲を金額等の基準も含め定めております。

(原則4-2 取締役会の役割と責務2)

2015年6月開催の株主総会において、「取締役及び役付執行役員に対する株式報酬等の額並びに内容決定の件」が決議され、BIP信託の導入を決定いたしました。詳細は「2015年株主総会招集ご通知」をご覧ください。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、会社法上要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識等の視点から、経営の監督機能とチェック機能を期待できる独立社外取締役を選任しております。

取締役7名のうちの独立社外取締役の要件を満たす社外取締役3名を選任しております。

また、独立役員につきましては、社外取締役3名と社外監査役3名を東京証券取引所へ届出しております。

社外取締役を含む社外役員が、期待される役割を十分に発揮することができるよう、新任時に当社グループの経営戦略、事業内容、財務内容等について十分説明する機会を設け会社の理解を深めてもらうよう努めております。

(補充原則4-8-2)

原則4-8に記載のとおりです。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

原則4-8に記載のとおりです。

(補充原則4-11-1)

当社は、取締役会において、実質的な議論が行われるよう、定款で取締役の人数は11名以内と定め、現在取締役は7名が選任されており、監査役は5名が選任されております。このうち社外役員は、社外取締役3名及び社外監査役を4名が選任されており、取締役会全体として経営の透明性と健全性の維持に努めております。また、3-1-4に記載したとおり、取締役の選任に当たっては、取締役会において的確かつ迅速な意思決定が行えるように、資質・適格性及び適材適所の観点より総合的に検討しております。社外取締役及び社外監査役は、専門性・知見・経験等を明確にして選任しております。株主総会招集ご通知「事業報告」をご覧ください。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役・監査役(除く社外)は、その役割・責務を適切に果たすために、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるように努めるとともに、株主総会招集ご通知「事業報告」にて重要な兼任状況について開示しております。

「取締役会決議事項内規(重要な業務に関する事項)」のなかで兼任について定めています。

株主総会招集ご通知「事業報告」及び「株主総会参考書類」をご覧ください。

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役7名中3名が社外取締役、監査役5名中4名が社外監査役であり、取締役会構成メンバー12名中7名が社外の取締役・監査役です。このような取締役会構成により、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保しております。また、社外取締役の意見・要望を積極的に聞き、取締役会に取り入れることで、更に実効性を高めていきます。取締役会の実効性については、社外取締役を含む全ての取締役に対する意見調査等を実施し、その結果に基づき、分析・評価を行い、改善に努めていきます。

(補充原則4-14-2)

当社の取締役・監査役および執行役員は、期待される役割、責任を全うできる資質・能力を持ったものが選任されております。

役員就任に際しては、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行うとともに、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について説明の機会を設けております。

また就任後も、すべての取締役・監査役を対象として、必要な研修・社外セミナーへの参加等の機会を設けるよう努めております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

《基本的な考え方》

当社グループは、株主・投資家の皆様を特に重要なステークホルダーであると認識し、適切に企業情報を開示することで、長期的な信頼関係を構築し、企業価値が適正に評価されることを目指します。また、情報開示は、法令遵守、適時性、公平性、継続性を確保するなかで、積極的に実践します。

《IR体制》

当社では、IR業務を専任で担う部署である株式・IR部を設置し、株式・IR部担当役員を置いております。IR活動を行うに当たっては、経営企画室、経理部、広報部等関連各部と連携して適切な情報開示に努めております。

《対話の手段》

当社は、決算説明会(年2回)の開催や証券会社主催のコンファレンスミーティング、スモールミーティングへの参加、事業報告書、アニュアルレポート発行等により情報開示の充実に向けております。

《社内へのフィードバック》

株主等との対話内容については、必要に応じ、IR担当役員から取締役会に報告する体制としております。

《インサイダー情報の管理》

当社では、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、決算締日の10日前～決算発表当日までの期間を「沈黙期間」としております。また、インサイダー情報については、社内の情報管理規程に従い、情報管理の徹底を図っております。

また、対外発表事項については、株式IR部において一元管理する体制としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
掬泉商事株式会社	4,131,500	5.95
大同生命保険株式会社	3,500,400	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,191,000	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,965,000	4.27
日清食品ホールディングス株式会社	2,100,000	3.02
佐賀県農業協同組合	1,943,562	2.80
大日本印刷株式会社	1,598,952	2.30
江崎グリコ共栄会	1,529,400	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,029,700	1.48
大正製薬ホールディングス株式会社	1,010,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
益田哲生	弁護士											
加藤隆俊	その他											
大石佳能子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
益田哲生	○	――	弁護士としての豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言を頂くことで、取締役会の監督機能及びコンプライアンス体制をさらに強化できるものと判断しております。また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
加藤隆俊	○	――	金融分野の専門家としての豊富な経験と見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営全般に助言を頂くことで、内部統制機能等を強化できるものと判断しております。また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
大石佳能子	○	――	企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断しております。また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- * 監査役は会計監査人である新日本監査法人から、定期的に監査の結果の報告を受け、意見交換しております。
- * 監査役と内部監査部門であるグループ監査室は必要に応じて連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤 稔	他の会社の出身者									○				
岩井伸太郎	公認会計士													
宮本又郎	学者													
安達弘	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤 稔		当社の大株主である大同生命保険の社長であり、同社を含むT&Dホールディングスとの取引は少額であるので、独立性には問題がないと考えます。 しかし、既に複数以上の独立役員を届出済みのため、独立役員の指定を行っておりません。	大同生命保険の社長であり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しているため。
岩井伸太郎	○	――	公認会計士の資格を有しており、企業財務等に関する相当程度の知識を有し、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。 また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
宮本又郎	○	――	大学教授としての専門的見地から当社監査体制の機能を、さらに強化できるものと判断しております。 また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
安達弘	○	――	他社での監査役としての経験や実績があり、当社の監査体制の機能をさらに強化できると判断したものであります。 さらに、常勤社外監査役として従事いただく事で、監査業務の強化につながると判断しております。 また上場管理等に関するガイドラインに該当する項目もなく一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
-------------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

2015年6月24日開催の定時株主総会において「取締役及び役付執行役員に対する株式報酬等の額並びに内容決定の件」を決議しております。

取締役等を対象に、業績向上に対する達成意欲を更に高めるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

その概要は、取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高及び経常利益の目標の達成度、並びに経営基盤の強化に応じて当社の取締役等に当社株式が交付される株式報酬制度です。
取締役等が当社株式の交付を受けるのは、原則として、信託期間中の一定時期となります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

1. 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役:8名で331百万円、うち社外取締役3名で18百万円
監査役:5名で56百万円、うち社外監査役4名で36百万円
2. 有価証券報告書において連結報酬等が1億円以上の者を開示しております。
江崎勝久 107百万円
江崎悦朗 100百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の金額については、会社業績、各役員の職務の内容及び業績貢献度合い等を総合的に判断し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会事務局が必要に応じて取締役会等における資料の事前説明や配布を行う等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
江崎グリコグループは、「企業理念」および「Glicoスピリット」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって当社が持続的に成長すること、中長期的な企業価値を向上させること、また経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針とし、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組めます。今後、基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表します。
※「企業理念」「Glicoスピリット」は、<https://www.glico.com/jp/company/about/philosophy>をご覧ください。

(1)企業統治の体制

* 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は在来型の経営機構である取締役会及び監査役会を設置する統治体制を採用しております。

当社の取締役会は、提出日現在、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催し、経営計画の策定、当社の業務執行に関する重要事項の審議・決定、並びにグループ会社の重要案件の監督を行っております。また、当社は執行役員制度を採用しており、経営戦略機能と業務執行機能の分担を明確にするとともに、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期しております。

当社の監査役会は5名の監査役(うち社外監査役4名)によって運営されております。各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

* 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。また、監査役会は当該「内部統制システム」の有効性と機能を監査する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会の議事録、稟議決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存・管理する。
- ③当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクの早期発見と対応、そのための情報収集と教育・訓練、定期的な会議の開催等を一体的に管理するため、「リスクマネジメント委員会」を設定している。当委員会は、その中に、複数部門で横断的・専

門的に行動する次の4つの部会を編成している。具体的には、品質保証活動を行う「品質安全保証部会」、電子・非電子両方の情報セキュリティを推進する「情報セキュリティ部会」、遵守すべき法令、社内規程、各種ルールの整備とその周知徹底を行う「コンプライアンス部会」、グループのBCP(事業継続計画)体系の整備とリスクの洗い出しと対応策、周知・教育・訓練を行う「災害対策部会」である。

また、重大事案発生時には、当委員会とは別に「危機管理対策本部」を設置する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 具体的な行動基準として制定した「グリオグループ行動規範」を当社グループの全ての取締役及び使用人に周知し、業務運営の指針とする。

2) 社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止、早期発見のための体制を構築する。

3) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、グループ各社における内部統制の有効性と妥当性を確保する。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社で定める子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。

2) 当社グループにおける職務権限及び意思決定に関する基準を定め、子会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。

3) 当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、当社のコンプライアンス部会が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。

2) 前項に定める「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。

3) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

2) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築する。

3) 「グループ監査室」、「企業倫理委員会」等は、監査役に対して定期的に当社グループにおける内部監査、内部通報の状況等を報告する。

4) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 代表取締役は、監査役との会合を定期的に開催し、意見・情報交換を行う。

2) 「グループ監査室」と監査役は適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。

3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査専門部署であるグループ監査室(8名)及び5名の監査役により構成されております。グループ監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、グループ監査室は監査役会と連携を図りながら、各事業所に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告しております。

監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査役は取締役会に常時出席している他、常勤監査役は社内の重要会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査役と年4回の意見交換を行い相互連携を図っております。会計監査人による監査結果の報告には、監査役及び執行役員経理部長が出席しております。また、重要な関係会社については、会社法監査を監査法人に委託しております。なお、監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役との関係

提出日現在、社外取締役は3名であり、社外監査役は4名であります。社外取締役益田哲生氏、加藤隆俊氏及び大石佳能子氏と、社外監査役岩井伸太郎氏、宮本又郎氏及び安達弘氏との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役工藤稔氏(平成27年6月24日の定時株主総会で当社監査役に就任)は、大同生命保険(株)の取締役であり、大同生命保険(株)は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険(株)の団体生命保険に加入しておりますが、社外監査役工藤稔氏個人との間に特別な利害関係はありません。当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして、社会的経験・知見から独立的な立場で当社の経営に資する人選を行っております。社外取締役におきましては、取締役会での議案審議にあたり適宜質問や意見表明を行っていただく等、その時々意見表明を通じて取締役会の活性化が図られるとともに、経営監視機能としての役割を果たしている」と判断しております。

社外監査役安達弘氏は、他社での財務部長、監査部長及び監査役としての経験や実績があり、また、社外監査役岩井伸太郎氏は公認会計士としての資格を有しており、公正な経営監視が機能していると判断しております。

(4) 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っております。社外監査役は会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社などの内部統制状況について、定期的に説明を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上述の体制を採用することで、取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行を管理監督する機能の充実化、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能となっております。

また、当社は執行役員制度を採用しており、経営戦略機能と業務執行機能の分担を明確にするとともに、迅速な意思決定及び業務執行の充実に期しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年より、毎年6月5日に招集通知を発送することを目標としました。(5日が休業日の場合は翌営業日)。よって本年は6月5(月)に発送いたしました。招集通知を、TDnetや自社ウェブサイトにより電子的に公表済みです。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使電子化を導入済みです。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	プラットフォームに参加済みです。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年の定時株主総会より、狭義の招集通知のみ、英訳を実施いたしました。2016年の定時株主総会より、狭義の招集通知＋参考書類を、英訳を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期5月及び11月に開催しており、代表取締役による決算内容の説明ならびに経営方針および経営戦略の説明を行っております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、IRニュース、事業報告、決算説明会資料、電子広告など掲載しています https://www.glico.com/jp/company/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	株式IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グリコグループ行動規範」において、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グリコグループ行動規範」において、規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。また、監査役会は当該「内部統制システム」の有効性と機能を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会の議事録、稟議決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。
3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループの業務執行に係る各種リスクの予防及び各種リスクの発生に迅速かつ確に対処するため、危機管理担当役員を委員長とする「グループ危機管理委員会」を設置し、対応マニュアルを制定する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 具体的な行動基準として制定した「グリオグループ行動規範」を当社グループの全ての取締役及び使用人に周知し、業務運営の指針とする。
(2) 社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止、早期発見のための体制を構築する。
(3) コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を構築する。
(4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、グループ各社における内部統制の有効性と妥当性を確保する。
6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社で定める子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
(2) 当社グループにおける職務権限及び意思決定に関する基準を定め、子会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
(3) 当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、当社のコンプライアンス委員会が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
(2) 前項に定める「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
(3) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(2) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築する。
(3) 「グループ監査室」、「企業倫理委員会」等は、監査役に対して定期的に当社グループにおける内部監査、内部通報の状況等を報告する。
(4) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役は、監査役との会合を定期的に開催し、意見・情報交換を行う。
(2) 「グループ監査室」と監査役は適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入していませんが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために買収防衛策の導入が適切と判断される場合には、その時点において適切な買収防衛策を導入することを検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



